

木材産業の構造改革を推進する事業（拡充）

【平成20年度概算決定額 272,680（165,045）千円】

事業のポイント

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等に対して利子助成やリース料への助成を実施するための資金を造成します。

（木材産業をめぐる状況）

- ・ 平成18年の木材の自給率は前年に引き続き2割を超え（20.3%）、国産材の利用量は増加傾向。
- ・ 平成18年の全製材工場数8,482のうち、出力75kw以下の小規模な製材工場数が5,787で約7割。
- ・ 平成18年に建築基準法の改正などがあり、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり。

政策目標

木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
1,700万m³（16年）→ 2,300万m³（27年）

<内容>

1. 木材産業の体質強化のための利子助成に必要な資金の造成

経営の多角化等を図る設備導入等に必要な資金の借入について利子助成を行うために必要な資金を造成します。特に、木質バイオマスの利用や品質・性能の確かな製品の安定供給に資する木くず焚ボイラー等を導入する場合、助成割合を引き上げます。（拡充）

2. 木材供給高度化設備のリース導入に対する助成

- ① 製材業、木材販売業等を営む企業が、機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。特に、花粉発生源対策と連携して、伐採された木材を有効利用するため、リース料の助成対象に単板製造施設、ラミナ製造施設を追加します。（拡充）
- ② （財）日本木材総合情報センターが行うリース料助成の経過措置事業に対し、必要な経費を助成します。

<補助率>

- 1 1／2、2／3
- 2 定額

<事業実施主体>

- 1 民間団体
- 2-① 民間団体、全国木材協同組合連合会
- 2-② （財）日本木材総合情報センター

<事業実施期間>

- 1 平成19年度～23年度（5年間）
- 2-① 平成20年度～24年度（5年間）
- 2-② 平成19年度～21年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]